

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月13日

徳島県監査委員  
 西川 村 正 二  
 同 同 同 廣 道  
 同 同 同 孝 仁  
 同 同 同 章 生  
 同 同 同 正 史  
 同 同 同 岩 丸

監査結果の公表年月日	平成24年11月26日		講 じ た 措 置	
(1) 歳入で未収となっているもの	< 東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 > 県税及び税外収入について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。		滞納となった県税については，毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき，計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。しかし，賦課徴収を市町村が行う個人県民税については，平成19年度に税源移譲が行われ課税額が1.8倍に増加したことから，収入未済額が年々累増し平成23年度決算においては収入未済額全体の74.5%を占める状況となっている。 そのため市町村への徴収支援として，平成24年度においては，県の徴収職員を市町村に派遣して市町村税務職員と共に滞納整理を行う「県の税務職員の市町村短期派遣制度」により1市3町に県の徴収職員8名を派遣，「徳島滞納整理機構」へ県のベテラン徴収職員2名を派遣する等の体制強化を図り，県と市町村とが連携・協働して税収確保と収入未済額の縮減に取り組んでいる。さらには現年課税分の収入未済額の発生を抑制するため，滞納の発生し難い給与所得者に対する「特別徴収制度の普及・拡大」にも取り組んでいるところである。 また，本年度は実施していないが，これまで個人住民税（個人県民税と個人市町村民税を併せたものの総称）の滞納事案を県が市町村から引き受け，直接滞納整理を行う「地方税法第48条の規定に基づく徴収引受制度」や，市町村職員が県の徴収現場で滞納整理の実務を経験して事務のスキルアップを図る「市町村職員の税務（徴収）事務研修生受入制度」等も積極的に活用し，県民の納税意識の高揚を図ってきたところである。 その他の税目については，定期的に「滞納分析会議」を実施して滞納整理の方針を協議し，納付意思を示さない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでおり，電話催告，臨戸による納税指導のほか，「滞納繰越分整理強調月間（7月～9月）」を設定して滞納繰越分を集中的に処理している。特に個人県民税に次いで収入未済額の多い自動車税については滞納件数も多いため，担当職員から毎月の処理状況の報告を求めて進行管理に努めている。	
	県税の収入未済額の状況			
	平成23年度決算額	1,428,490,778円		
	平成22年度決算額	1,452,991,165円		
	増 減 額	24,500,387円		
税外収入の収入未済額の状況				
平成23年度決算額	32,828,960円			
平成22年度決算額	33,554,385円			
増 減 額	725,425円			

この結果，東部県税局管内の県税の平成23年度決算における収入未済額1,428,490,778円が平成25年1月31日現在で1,137,567,227円となり290,923,551円(20.4%)減少した。

また，税外収入は平成23年度決算における収入未済額32,828,960円が32,481,991円となり，346,969円(1.1%)減少した。

今後も納期内納付の広報，適時適切な納税指導により自主納税の促進を図るとともに，公正公平な税務行政を進めていくため，厳正な滞納処分を実施することで，県税収入等の確保に努めたい。また，個人県民税については，関係市町村と連携を一層密にして徴収支援の充実に努めたい。

<福祉こども局地域福祉課>

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済について，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済額の状況

平成23年度決算額	1,211,200円
平成22年度決算額	1,212,000円
増 減 額	800円

指定養成施設卒業後1年以内において県内で介護福祉士等として規則で定める指定業務に従事し，引き続き7年間（過疎地については3年間）従事した場合に返還免除となるが，従事しないことにより返還債務が発生し，収入未済となっている。

返納金については，債務者及び連帯保証人に対し，昼間・夜間の電話や書面による償還指導に努めるとともに，個々の債務者等の生活状況に応じて分割納付等の指導も行った。

その結果，平成23年度決算額で1,211,200円であった収入未済額のうち，平成25年1月末までに39,200円を収納した。

今後も引き続き，債務者等に係る生活状況の把握と計画的な償還指導，督促を実施し，一層の収入確保に努めたい。

<医療健康総局医療政策課>

返納金（看護師等修学資金貸付金）について，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。

返納金（看護師等修学資金貸付金）の収入未済額の状況

平成23年度決算額	3,065,000円
平成22年度決算額	3,219,000円
増 減 額	154,000円

収入未済額については，個別の償還指導等により債務者の生活・資力状況に応じた償還計画に基づく償還がなされているところであるが，経済的な事情等から一部償還が滞っている者については，引き続き，債務者及び連帯保証人の実情把握に努めるとともに，文書や電話，自宅訪問等，「徳島県保健師，助産師，看護師及び准看護師修学資金返還金事務処理マニュアル」に基づき段階的な償還指導を行い，滞納繰越額の縮減に努めているところである。

その結果，平成23年度決算額で3,065,000円であった収入未済額のうち，平成25年1月末までに167,000円を収納した。

また，償還のない債務者についても，文書や電話はもとより，本人及び連帯保証人の自宅を複数回にわたって訪問するなど，粘り強く償還指導を行っている。

今後においても，継続的に償還がなされるよう訪問による状況調査や督促を行うなど，一層の収入確保に努めるとともに，貸付時に貸与者及び連帯保証人に制度を周知徹底し，新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<医療健康総局長寿保険課>

社会福祉使用料（旧県立軽費老人ホーム千秋園使用料）の収入未済について，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。

債務者は1名であり，この債務者は公的年金以外に収入がなく，しかも寝たきり状態で入院中であり，強制徴収ができない状況にある。

そのため，債務者の身元引受人である長男に支払を求め，経済的事情

社会福祉使用料（旧県立軽費老人ホーム千秋園使用料）の収入未済額の状況

平成23年度決算額	2,998,983円
平成22年度決算額	3,029,875円
増減額	30,892円

< 東部保健福祉局 徳島庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成23年度決算額	135,217,211円
平成22年度決算額	120,648,284円
増減額	14,568,927円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成23年度決算額	137,494,899円
平成22年度決算額	131,396,494円
増減額	6,098,405円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成23年度決算額	20,492,119円
平成22年度決算額	21,244,521円
増減額	752,402円

を考慮し、やむを得ず分割納付を進めているところである。

平成24年6月18日に4,108円、7月9日、10月5日に各5,000円を収納し、回収額は14,108円である。未収金対策に係る協議を行い、少額ながらも弁済が継続されていることから、今後においても確実に納付が行われるよう、身元引受人と連絡を取っていくこととした。

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子自立支援員が連携しながら、文書や電話での督促、戸別訪問（随時）による債権回収に努めるとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行っている。

その結果、平成23年度決算額で7,138,740円であった収入未済額のうち、平成25年1月末までに297,000円を収納した。また、市町村と連携し、年3回の定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生の予防に努めた。

今後とも、関係市町村と連携しながら、債務者の生活状況の実態把握、就労支援、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導を行い、収入の確保に努めるとともに、受給者への定期的状況調査により、返納金発生の予防に努めたい。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状等の文書送付、電話、訪問等あらゆる機会を捉えて納付督促を行っている。

また、債権管理台帳等による適切な債権管理に努める一方、平成24年度新たに生活福祉担当各班に未収金担当者を配置し体制を強化するとともに、局内対策会議を定期的開催し、職員間での情報・認識の共有等を図った。加えて、特に納入の滞りがちな世帯（廃止世帯を含む。）に対しては、生活状況の把握に努め、地区担当者や新たに配置した非常勤特別職等がチームを組んで直接訪問するなど積極的に取り組んでいる。

このほか、市町村合併により、生活保護事務が移管された吉野川市、阿波市における未収金については、両市福祉事務所の協力を求め、世帯の状況等を把握した上で、納入を督促している。

その結果、平成23年度決算額で128,057,471円であった収入未済額のうち、平成25年1月末までに8,491,461円を収納した。

また、「申告義務のしおり」を配布することで、被保護者に収入申告等の届出義務の周知徹底を図るとともに、民生委員や関係機関にも配布、説明し、生活状況の把握についての協力を求めるなど、未収金

発生の未然防止・早期発見に努めた。

今後は、管内市町村、民生委員等関係者とさらなる連携強化を図り、債務者等の生活状況を把握するとともに、被保護者に対して定期的に「申告義務のしおり」等を配布することにより、適正な収入申告についての理解をより一層徹底し、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

### 3 母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

母子・寡婦福祉資金貸付金については、貸付申請時に担当者や母子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や連帯保証人の責任についての説明と適正な償還計画・口座振替を指導するとともに、償還開始の1か月前には借受人にその旨通知するなど、口座振替が確実なものとなるよう徹底指導を行い、未収金の発生予防に努めた。

また、滞納が継続している者については「母子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し督促状の送付や償還状況の通知、訪問や電話による償還指導を粘り強く実施するとともに、平成24年度も連帯保証人に対する償還指導の強化を継続した。

その結果、平成23年度決算額で母子福祉資金137,494,899円、寡婦福祉資金20,492,119円であった収入未済額のうち、平成25年1月末までに母子7,506,198円、寡婦988,243円を収納した。

また、償還開始後間もない者が、滞納した場合は速やかに連絡を行うとともに、平成22年度から実施している母子寡婦福祉資金貸付金償還指導強化週間を平成24年度は2回実施した。

第1回目を平成24年10月29日から開始し、(1)平成23年度夜間電話した者(2)平成23年度に償還を開始した者(3)平成24年度から償還を開始した者について、昼間に連絡が取れない滞納者に対して、夜間に電話督促を行い、納入を求めるなど早期対応に取り組んだ。

その結果、14人に38回の電話督促を行い、平成25年1月末までに366,630円の納付があった。

第2回目を平成25年1月15日から実施し、44人に対して104回の電話督促を行った。

平成23年度から実施している、徳島県指定金融機関等に口座を持っている者で、償還が完了していない者を対象とした、口座再振替制度で、平成25年1月末現在で545,427円を収納した。

今後においても、市町村と連携し、適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るとともに、債務者に対しては適切な償還指導を行い、より一層の収入確保に努めたい。

### < 障害者相談支援センター >

心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

掛金未納者に対し督促状の送付や電話による督促を行うとともに、担当者及び副担当者の2名による戸別訪問を実施した。

戸別訪問に際しては、未納者等に直接会って誠実に話すように努め、訪問時に不在で連絡がとれない未納者については改めて訪問するなど、繰り返し戸別訪問を実施した。

また、訪問時には生活環境や生活状況等の把握に努めるなど、適切

平成23年度決算額	13,120,240円
平成22年度決算額	13,424,320円
増 減 額	304,080円

な債権管理に必要な側面調査としての情報収集を併せて行った。  
 さらに督促により入金が始まった未納者については、電話等により連絡を密にし、今後の入金が途絶えることのないよう良好な関係の維持に努めた。  
 平成24年11月には、加入者の死亡により支給が始まった年金の掛金未納分への充当について年金受給者本人の了解のもとに実施し、年金160,000円を未収金へ充当した。  
 新たな収入未済の発生を防ぐため、新しく加入を希望する人には、本制度の趣旨等を十分に説明し理解を求めるとともに、新しく作成した重要事項説明書等により滞納に対する注意喚起も併せて行った。  
 これらの取組みの結果、平成23年度決算額で13,120,240円であった収入未済額のうち、平成25年1月末までに817,820円を収納した。  
 今後も引き続き未納者の実情に沿った納入の働きかけを粘り強く行い、収入確保に努めたい。

< 企業支援課 >  
 中小企業近代化資金貸付金元利収入、違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金に係る違約金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成23年度決算額	1,360,171,508円
平成22年度決算額	1,410,179,731円
増 減 額	50,008,223円

違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金に係る違約金）の収入未済額の状況

平成23年度決算額	1,904,958円
平成22年度決算額	1,944,395円
増 減 額	39,437円

「中小企業近代化資金貸付金元利収入」、「違約金及び延納利息」については、従来から債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）に対し、電話や文書、訪問等による督促を行うほか、担保物件の処分、分割納付等により債権回収を図っている。  
 債権管理業務の基本的な処理方法を定めた債権管理マニュアルに基づき、債務者等の償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。  
 平成20年度からは、サービサー（債権回収会社）に債権回収業務を委託し、さらには弁護士を通じての法的措置を行う等、専門家の知識や技術を活用した一層の回収強化に取り組んでいる。  
 これらの取組みの結果、回収額は、平成22年度の18,501,735円から、平成23年度は51,072,660円に大幅に増加した。  
 また、平成24年度においては、債務者等からの償還及び連帯保証人の資産競売等、法的措置の実施により、平成25年1月末までに22,611,044円を収納しているところである。  
 今後とも、サービサー及び弁護士と連携し、債務者等への督促・交渉を強化し、資産売却を含めた債権回収策の検討を行うとともに、倒産した者に対しては、債務者等の所在、資産の状況、支払能力、相続の状況等について、できる限り状況把握を行い、債務者等に対する訪問・督促等を引き続き行うことで、可能な限り債権回収を進めて参りたい。

< 労働雇用課 >  
 雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済額の状況

当該未収金は、債務者である協同組合が既に解散しており、連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。  
 しかし、今年度（7月分）までの返済額は毎月1万円と債権額に比して少額であるために、返済額の増額について協議を行ってきた結果、今年の8月分から2千円増額し、毎月12,000円の返済を行うこととなった。

平成23年度決算額	9,244,557円
平成22年度決算額	9,364,557円
増 減 額	120,000円

その後、8月からは毎月12,000円の返済が実施されている。今後も、引き続き返済額の増額交渉を継続し、早期の完済に向けた取組みを強化したい。  
平成23年度決算額で9,244,557円あった収入未済額のうち、平成25年1月末までに112,000円を収納した。

<農林水産政策課>  
農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成23年度決算額	23,700,216円
平成22年度決算額	21,014,587円
増 減 額	2,685,629円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成23年度決算額	5,747,402円
平成22年度決算額	5,867,402円
増 減 額	120,000円

農業改良資金貸付金元金収入については、これまで月1回程度の電話または訪問面談による督促を行った。  
その結果、平成23年度決算額で23,700,216円(6名)であった収入未済額のうち、平成25年1月末までに4,085,000円(6名)を収納し、収入未済額は19,615,216円となっている。  
林業改善資金貸付金元金収入については、債務者(1名)が自己破産しており、連帯保証人に電話での督促を行った結果、平成23年度決算額で5,747,402円であった収入未済額のうち、平成25年1月末までに115,000円を収納し、収入未済額は5,632,402円となっている。  
経済的理由から支払額は少ないものの、償還は継続されている。  
今後とも、引き続き、債務者等の経済状況を把握しながら、電話督促や訪問面談を基本とし、さらなる分割納入の推進や連帯保証人への支払請求等、未収金対策の措置を講じていく。

<用地対策課>  
特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成23年度決算額	568,227,428円
平成22年度決算額	573,227,428円
増 減 額	5,000,000円

平成24年4月から平成25年1月までの間、厳しい県財政の下、これまで以上に未収金対策に注力すべき必要があることなどを踏まえ、毎月1,2回債務者(株式会社)を訪問又は県庁で面談するなどして、16回にわたり債務者に対し督促を行った。  
その中で、債務者に提出させている決算関係書類に基づく財務分析等を踏まえ、償還について強力で折衝した結果、債務者の代表取締役から、厳しい経営環境が続いているが最大限の償還ができるよう努力するとの意思表示が示され、定期監査までに200万円、定期監査後も平成24年10月及び12月に100万円ずつの納付があり、平成23年度決算額で568,227,428円であった収入未済額のうち、平成25年1月末までに4,000,000円を収納した。  
また、平成25年2月以降も、受注量の極端な落ち込みや取引先の不渡りなどがなければ、年度内に納付を行うとの意思を示していることから、最低でも昨年度の償還額(500万円)と同等の収納を見込んでいる。

債務者の経営状況については、自動車部品の加工を主たる業務としているため、平成20年秋の米国発の金融危機に端を発する新車販売台数の急激な減少による影響を受け、一時は受注量が従前の3割を下回るまでに落ち込んだものの、ようやく最近7割程度まで回復してきた。ただ、円高による自動車メ-カ-の海外生産増加に伴い、大手自動車部品メーカーも生産拠点の海外シフトを進めており、その影響で平成25年以降大口取引先からの受注が半減することが確実な情勢にあり、今後も厳しい経営状況が続くものと思われる。

しかしながら、厳しい県財政の下、従前にも増して未収金の解消に向けた努力が求められているため、経済情勢及び債務者の経営状況を常に把握し、債務者の償還意思と償還状況によっては、抵当権の実行等も視野に入れつつ、引き続き強力に折衝を重ね、更なる回収に努めたい。

<住宅課>

住宅使用料、雑入(家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費)及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

平成23年度決算額	307,845,831円
平成22年度決算額	323,393,218円
増 減 額	15,547,387円

雑入(家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費)の収入未済額の状況

平成23年度決算額	20,261,764円
平成22年度決算額	17,401,612円
増 減 額	2,860,152円

敷金収入の収入未済額の状況

平成23年度決算額	1,217,500円
平成22年度決算額	1,279,900円
増 減 額	62,400円

1 講じた措置

(1) 呼出納付指導等の実施(高額滞納者以外)

平成24年9月に、3カ月以上の滞納者261名及びその連帯保証人391名に対して、文書による催告を行った。

平成24年11月に、6カ月以上の滞納者128名及びその連帯保証人210名に対して、呼出納付指導(相談)を実施し、呼び出しに応じなかった者に対しては電話指導、文書による催告等を行った。

(2) 夜間訪問納付指導(第2回)の実施(高額滞納者以外)

平成24年12月に2カ月以上15カ月以下の滞納者373名を対象に、住宅課と住宅供給公社の職員による本年度2回目の「夜間訪問督促」を実施した。

今後、さらに、第3回目の夜間訪問督促を実施する。

(3) 第2回呼出納付指導(高額滞納者以外)

(1)、(2)の指導にかかわらず滞納の解消が図られない者については、平成25年3月に2回目の滞納者と連帯保証人に対する呼び出し、面談による納付指導を行う。

(4) 訴訟を前提とした呼出納付指導の実施(高額滞納者)

平成24年8月から、継続的に高額滞納者に対する呼出納付指導を実施。

昨年度は滞納額50万円以上の滞納者を対象としていたが、今年度は滞納額45万円以上の者に拡大し、滞納者34名とその連帯保証人54名に対して、訴訟を前提とした呼出納付指導を行ったところ、8名が完納したのをはじめ、分割納付の履行、自主退去等の効果があった。

(5) 悪質な高額滞納者に対する訴訟の提起

平成25年1月に、納付指導に応じない悪質な高額滞納者及びその連帯保証人に対して、家賃等の支払いと住宅明渡請求訴訟3件を提起した。

(平成23年度は、8件の訴訟提起済)

(6) 差押えによる取立の執行

訴訟の判決確定後においても納付指導に従わない者については、調査を行い、資力があることが判明した場合は、差押えによる取り立てを行っている。

今年度、給与差押えを継続していた連帯保証人1名について全額回収した。

#### (7) 弁護士との連携強化

滞納事例には、自己破産、服役、行方不明、不正入居等、様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制とした。

## 2 今後の対応

継続的な電話による納付指導、夜間訪問督促、連帯保証人を含めた呼出指導など滞納者本人に直接指導することが、納付の促進に繋がっていることから、今後とも、早め早めに、こまめに納付指導・督促を実施して新たな滞納の発生を防止する。

また、滞納が生じた場合には、初期のうちに細やかな対応を行うとともに、悪質な高額滞納者に対しては、住宅の明け渡しを含めて法的措置を行うなど徴収強化を徹底する。

### 平成23年度末収入未済額の現在の状況 住宅使用料の状況

平成23年度末の収入未済額	307,845,831円
上記の平成25年1月末現在の収入未済額	269,679,131円
収入済額	38,166,700円

### 雑入（家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費）の状況

平成23年度末の収入未済額	20,261,764円
上記の平成25年1月末現在の収入未済額	19,880,266円
収入済額	381,498円

### 敷金収入の状況

平成23年度末の収入未済額	1,217,500円
上記の平成25年1月末現在の収入未済額	1,206,700円
収入済額	10,800円

< 東部県土整備局 徳島庁舎 >  
 港湾使用料及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾使用料の収入未済額の状況

平成23年度決算額	2,377,580円
平成22年度決算額	2,341,360円
増 減 額	36,220円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成23年度決算額	17,246,940円
平成22年度決算額	10,277,390円
増 減 額	6,969,550円

平成19年度に「滞納処分事務処理要領」を策定し、毎月「未収金対策会議」を開催して対応状況の検討を行うなど、鋭意未収金の削減及び発生防止に努めている。

その結果、平成23年度決算額で19,624,520円であった収入未済額のうち、平成25年1月末までに10,404,380円を収納した。

今後とも、個別及び全体の取組みを一層強化し、未収金の縮減に取り組みたい。

1 「港湾使用料」

未収となっていたのは、4法人であり、このうち1法人36,220円については全額回収済みである。残る3法人への対応状況は次のとおりである。

(1) A(株)(1,248,320円)は、営業実態もなく、財産調査を行うも差押え可能な財産もないため、平成23年1月に滞納処分の執行停止を行った。平成23年11月、平成24年12月と資力回復調査を行ったが差押え可能な財産もないため、滞納処分の執行停止を継続中である。なお、使用施設(岸壁)は、返地されており、新たな未収金の発生はない。

(2) B(株)(40,080円)は、営業実態もなく、財産調査を行うも差押え可能な財産もないため、平成23年1月に滞納処分の執行停止を行った。平成23年11月、平成24年12月と資力回復調査を行ったが差押え可能な財産もないため、滞納処分の執行停止を継続中である。なお、占有物件(浮き棧橋)については、第三者に譲渡されており、新たな未収金の発生はない。

(3) 有C(1,052,960円)は、平成24年4月から同年12月までの間に訪問指導を行ったが収納がない状況である。差押えも視野に入れながら、今後とも強力に納付指導を行っていく。

なお、使用施設(岸壁)は、返地されており、新たな未収金の発生はない。

2 「港湾施設使用料」

未収となっていたのは、10法人であり、このうち6法人10,368,160円については全額回収済みである。残る4法人への対応状況は次のとおりである。

(1) 株D(4,073,490円)は、同社所有の倉庫を差押えており、倉庫内の物品を撤去させた後、倉庫の競売を実施する予定である。会社は休眠状態で、差押え物件の他には差押え可能な財産を発見できない。

なお、占有物件(野積み場)については、延伸許可をしていない。  
 (2) 有C(777,230円)は、今年度も納付指導を継続して行っているが、収納がない状況である。継続した納付指導を行っていく。

なお、占有物件(野積み場)については、延伸許可をしていない。

(3) A(株)(347,000円)は、上記「港湾使用料」に記載のとおり、平成23年11月、平成24年12月と資力回復調査を行ったが差押え可能な財産もないため、滞納処分の執行停止を継続中である。

なお、占用物件(野積み場)については、返地されており、新たな未収金の発生はない。  
 (4)有E(1,681,060円)は、平成24年9月に代表取締役が変更となったが、継続した納付指導をねばり強く行っていく。  
 なお、占用物件(野積み場)については、延伸許可をしていない。

< 東部県土整備局 鳴門庁舎 >  
 河川海岸使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成23年度決算額	533,667円
平成22年度決算額	524,355円
増減額	9,312円

河川海岸使用料の収入未済額の状況について  
 滞納しているのは1法人と2個人で、それぞれの対応状況は次のとおり。

- 1 法人A(収入未済額517,125円)  
 実質的に稼働していない倒産状態で、会社の所有地及び代表者宅等の不動産は売却されており、また、金融機関等に財産照会を継続して行っているが、滞納処分可能な財産は確認できていない。  
 代表者は、財産があれば払いたいとの意思は示していたものの、平成21年末から所在不明となっている。平成22年から本人の情報等について家族への聞き取り等を行っているが所在については未だ確認が取れていない。  
 今後は、引き続き未収金の回収に努めるとともに、滞納処分可能な財産を発見した場合は直ちに差押え・換価処分等の法的措置を実施し、収入確保に努める。  
 なお、当該法人に許可をしていた占用施設は返地されている。
- 2 個人B(収入未済額10,242円)  
 国土交通省からの河川占有地に対する不満から、使用料の支払を拒否している。  
 平成23年10月に自宅訪問を行い占用者の家族に納付書を手渡し、平成24年2月に本人に会い督促した。平成24年9月に自宅訪問したが、留守であったため納付書を郵便受けに投函した。平成24年11月末にも自宅訪問を行い本人に督促したが、未だ納付されていない。  
 なお、平成23年9月以降は当該地の占有者でなくなっている。  
 今後、引き続き督促を行うとともに、法的手段も視野に、未収金の回収に努めていく。
- 3 個人C(収入未済額6,300円)  
 平成19年10月1日から平成23年9月30日までの河川占用許可を受け、平成22年度までは納付されていたが、平成23年度分が未収金となっている。  
 平成23年11月から電話や訪問により督促を行った結果、平成25年1月7日に未収金が納付された。  
 以上により、平成23年度決算額で533,667円であった収入未済額のうち、平成25年1月末までに6,300円を収納した。

< 東部県土整備局 吉野川庁舎 >  
 河川海岸使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

収入未済への対応については、督促状を発送するとともに、電話や戸別訪問による納付指導を行うことにより、収入未済額の削減と新規案件の発生防止に努めている。  
 この結果、平成23年度決算額で5,454,119円であった収入未済額の

平成23年度決算額	5,454,119円
平成22年度決算額	4,105,530円
増 減 額	1,348,589円

うち、平成25年1月末までに2,236,920円を収納しており、18名であった債務者は、6名となっている。

このうち、大口滞納者の納付状況と今後の対応については、次のとおりである。

債務者A

平成23年度決算額で収入未済となった3,587,840円を平成24年度中に完済する分割納付計画書を提出させている。

本年度はこの計画に基づき平成25年1月末までに2,100,000円を収納した。今後とも分割納付計画の履行状況を毎月確認し、確実に納付されるよう指導していく。

債務者B

共同経営者も含めて指導し、少額ずつではあるが納付されている。本年度はこれまでに120,000円を収納し、収入未済額は平成25年1月末現在で380,416円となっている。

今後とも収入未済額の縮減に向け督促を継続していく。

債務者C

本人が行方不明であるため本年度は納付が滞っており、収入未済額は平成25年1月末現在で129,843円となっている。また、平成25年1月に財産調査を行ったが、強制徴収できる財産もないため、平成24年度中に滞納処分の執行停止を行う予定。

債務者D

納付指導をしているものの本年度は納付が滞っており、収入未済額は平成25年1月末現在で825,500円となっているが、平成24年度においては占有許可の更新を行わず、新たな収入未済の発生を防いだ。

また、平成25年1月に財産調査を行ったが、強制徴収できる財産もないため、今後とも収入未済額の縮減に向けねばり強く督促を継続していく。

<南部総合県民局企画振興部 美波庁舎 阿南庁舎 >  
 県税及び税外収入について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成23年度決算額	233,798,758円
平成22年度決算額	248,832,895円
増 減 額	15,034,137円

税外収入の収入未済額の状況

平成23年度決算額	4,999,774円
-----------	------------

毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」として集中的に滞納処分を行うなど、計画的に滞納整理を進めた。

特に収入未済額の大部分を占める個人県民税については、賦課徴収を行う市町との連携を密に、共同催告、共同啓発などの徴収支援を行った。

また、地方税法第48条に基づき、町から個人住民税の徴収引継を受けた上で県が直接徴収する取組みを継続実施しており、平成24年度においても1町から引継を受け、「財産の差押え」や「納付誓約の取り付け」などにより滞納整理を進めているところである。

さらに、新たな未済額の発生を抑制するための全県的な取組みとして、国・県・市町村が連携し、事業所（給与支払者）に対する特別徴収実施の働きかけを続けている。

個人県民税に次いで未済額が多い自動車税、不動産取得税などの税目については、滞納者の財産を一斉調査し、担税能力を把握した上で納税交渉に臨むとともに、納税意思が薄い滞納者に対しては厳正に滞納処分を行った。

平成22年度決算額	185,190円
増 減 額	4,814,584円

特に自動車税については、今年度から、東部県税局（自動車税庁舎）から引継を受ける前の段階から、県民局において現年課税分と滞納繰越分を併せて差押え等の処分をすることが可能になったため、複数年度に渡る滞納者に対しては積極的にこの制度を適用し、新たに発生する未済額の圧縮を図った。

また、財産調査等の結果、生活困窮者や将来的にも徴収見込みがないことが明らかになった者については、一旦処分の執行を停止するなど滞納者の状況に応じた滞納整理を進めた。

以上の結果、平成23年度決算において233,798,758円であった県税収入未済額は、平成25年1月31日現在189,176,452円となり、44,622,306円(19.1%)減少した。

また、税外収入の収入未済額は4,999,774円は3,499,774円となり、1,500,000円(30.0%)減少した。

今後も納期内納付の広報、納税指導により自主納税を促進し新たな滞納の発生を防止するとともに、厳正な滞納処分による公正公平な税務行政を推進し、県税収入の確保に努めたい。

また、個人県民税については、市・町及び関係機関との連携を一層密にして徴収支援の充実に努めたい。

< 南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >  
 返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

平成23年度決算額	6,766,248円
平成22年度決算額	7,739,948円
増 減 額	973,700円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成23年度決算額	13,299,468円
平成22年度決算額	13,288,065円
増 減 額	11,403円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

返納金(6,766,248円)のうち、児童扶養手当返納金の未収(1,557,120円)については、担当者と母子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導などを実施している。その結果、平成25年1月31日現在、30,000円が納入され、未収金額は、1,527,120円となっている。

また、新たな返納金の発生の未然防止策が極めて重要であることから、児童扶養手当の新規認定時や既受給者から現況届が提出される時点で、不正受給の注意を喚起するリ-フレットを全員に配布し、返納金の発生防止に努めている。

返納金(6,766,248円)のうち、生活保護返納金の未収(5,209,128円)については、地区ケ-スワ-カ-の通常の訪問、査察指導員との同行訪問、文書・電話による督促等あらゆる機会を通じて返済を求めるとともに、債務者の状況に対応した適切な債権管理に努めている。

これらの結果、平成25年1月31日現在、474,500円が納入され、未収金額は、4,734,628円となっている。今後とも、管内市町、民生委員等の関係者と緊密に連携し、債務者や扶養義務者の生活状況の十分な把握を進めながら、担当ケ-スワ-カ-と査察指導員が一体となって、収入未済額の徴収、新たな返納金の発生防止におも一層努めたい。

母子福祉資金貸付金元利収入の未収(13,299,468円)については、担当職員と母子自立支援員が日々債権回収に励んでおり、長期や多額の滞納者に対する納付指導を強化するため、ケ-ス会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、徴収の実があがるよう努めている。また、償還開始の連絡の際には、担当職員と母子自立支援員が通知を手渡し、就労状況等の確認を行い、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めている。

その結果、平成25年1月31日現在、1,497,092円が納入され、未収金額は、11,802,376円となっている。今後とも、貸付前から滞納防止策

平成23年度決算額	1,876,872円
平成22年度決算額	1,882,083円
増 減 額	5,211円

の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子自立支援員による各種相談や就労による自立支援にも一層強力に取り組んで参りたい。

寡婦福祉資金貸付金元利収入の未収(1,876,872円)については、高齢で就労機会に恵まれていない債務者が多いので、平成25年1月31日現在、2,000円の納入に止まっており、未収金額は、1,874,872円となっている。今後も、粘り強い償還指導に努め、収入未済額の縮減を図りたい。

<教育委員会学校政策課>  
奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成23年度決算額	70,476,360円
平成22年度決算額	54,815,075円
増 減 額	15,661,285円

奨学金貸付金の未収金については、これまでも「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、滞納者の状況に応じた返還指導や督促を行ってきたところであるが、平成24年度においては、次のとおり制度改正を含めた未収金対策を重層的に行った。

平成24年度の新規貸与申請者から、貸与申請時に連帯保証人だけでなく、保証人に対しても誓約書への連署を求めることにより、早期に人的担保を確保するとともに、返還時の負担軽減のため、従来は定額としてきた貸与額を貸与申請者が3種類の額から選択できるようにするなど、滞納の未然防止を意図した制度改正。

8月に設定した「未収金削減強化月間」における全滞納者に対する文書督促と、課内に設置した「奨学金未収金対策チーム」を中心とした課をあげての集中的な電話督促。

新規返還開始者で納付が滞った者に対する初動における重点的な返還指導。

失業や疾病のためにやむを得ず滞納している者に対する返還猶予の申請、分割返済の説明などの適切な返還指導。

出頭要請及び訪問督促の実施。

こうした取組みの結果、平成23年度決算額で70,476,360円あった収入未済額のうち、平成25年1月31日までに、対前年度比215.2%となる7,485,050円を収納した。

今後も引き続き、個々の状況に応じたきめ細かな返還指導を行うとともに、実態に即した効果的な取組みを適宜導入することによって、収入未済額の抑制に努めて参りたい。

<教育委員会人権教育課>  
教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成23年度決算額	263,263,308円
平成22年度決算額	252,784,568円
増 減 額	10,478,740円

教育委員会奨学金貸付金元金収入については、滞納者に対する督促状の送付、電話による納付指導や戸別訪問などの重点的な取組みによる返還指導の強化を図り、奨学金貸付金債権管理マニュアルに基づき、課員全員体制で歳入確保に努めている。

また、返還免除を含む奨学金返還制度について、一層の理解が得られるように、さらに工夫を加えた「奨学金返還のしおり」を作成し、制度の周知を図るとともに、重点的に未収金削減に取り組む月間(8月・1月)を設定し、拡充開設した奨学金相談窓口と併せ、戸別訪問時に返還免除制度の仕組みの説明と免除申請手続きの周知に努めた。

これらの取組みの結果、平成23年度決算額で263,263,308円であった収入未済額に対し、平成25年1月31日までに1,828,758円を収納した。

さらに、貸与者の家庭状況等を勘案しながら、分割納付による返還など、より適切な償還相談を行うことにより、新たな収入未済の発生防止にも努めている。

今後とも、上記の取組みを継続するなかで、さらに創意と工夫を加えながら、より一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<参考>

未収金削減・新たな収入未済発生防止に係る取組状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談窓口開設箇所数	20箇所	22箇所	23箇所
相談参加者数	219人	233人	302人
返還免除手続き者数	1,007人	743人	993人

\*平成24年度欄は、平成25年1月31日現在

<警察本部会計課>

過料等について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

過料等の収入未済額の状況

平成23年度決算額	3,601,000円
平成22年度決算額	3,307,000円
増減額	294,000円

未収となった放置駐車違反に係る放置違反金の収入確保に向けての取組みについては、督促状等の文書を送付して納付を促すとともに、滞納者の所在調査を徹底し、徴収職員が電話や自宅を訪問して納付を促している。このような督促を実施しても納付がない場合には、地方税の滞納処分の例により、財産の差押えとして銀行預金の差押えや、車検拒否制度を適用した徴収を実施するほか、「未収金対策強化期間」を設定し、重点的、集中的に対策を講じた。

その結果、平成23年度決算額で3,601,000円（238件）であった収入未済額のうち、平成25年1月末までに

反復継続した督促の実施による徴収・・・847,000円(56件)  
 面接等による徴収・・・・・・・・・・435,000円(29件)  
 滞納処分（差押え）による徴収・・・・・・180,000円(12件)  
 車検拒否制度の適用による徴収・・・・・・150,000円(10件)

を行い、1,612,000円（107件）を収納した。

今後においても、適切な債権管理を行うとともに、所在不明者の追跡調査、反復継続した督促及び銀行預金等の財産の差押えなど、滞納者に対する積極的な督促等を継続して実施するとともに、徴収促進の強化期間の設定による集中的な未収金の徴収及び県外居住の滞納者に対する徴収強化などの施策を推進し、一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

(2) 収入で未収となっているもの

<中央病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明する等により早期収納に努めている。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成23年度決算額に係る 平成24年5月末残額	99,118,447円
平成22年度決算額に係る 平成23年5月末残額	76,601,282円
増 減 額	22,517,165円

また、平成21年度から開始した「会計窓口の24時間化」により、患者の利便性を高めると同時に未収金発生の抑制に努めるとともに、地域医療センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度等を紹介するなどの取組みにより、未収金発生防止に努めている。

平成24年8月には職員による個別訪問を実施し、支払の督促と併せて、分割納付等の活用について説明を行ったところであり、さらに平成24年11月には、新たな未収金の発生防止を目的として、クレジットカード等による支払を可能としたところである。

これらの取組みにより、平成23年度決算額に係る平成24年5月末時点で99,118,447円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、平成25年1月末までに20,303,889円を収納した。

また、平成20年1月から平成24年3月までの間に、61名に対して法的措置として「支払督促」を実施し、うち15名については完納、23名については分割納付を開始しており、法的措置による未収金回収額の累計は平成25年1月末で4,729,750円となった。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、時間外診療における身分証明書類及び本人以外の連絡先の確認を徹底し、新たな未収金発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施するなど、適切な債権管理に努めたい。

< 三好病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成23年度決算額に係る 平成24年5月末残額	37,492,436円
平成22年度決算額に係る 平成23年5月末残額	39,606,915円
増 減 額	2,114,479円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、職員が戸別訪問を実施して、滞納者に対して分割納付・高額療養費制度等の活用について丁寧に説明し、早期収納に努めている。

滞納者が再受診し会計する際にも、過去の未収金があることを告知し面接するなどして督促を行っている。

地域医療センターでは、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介するなどの取組みにより未収金発生防止に努めている。

これらの取組みの結果、平成23年度決算額に係る平成24年5月末残額が、37,492,436円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、平成25年1月末までに3,413,269円を収納した。

平成24年度は1月までに具体的な取組みを次のとおり行った。

長期間滞納者のうち督促を行っても支払に応じない者に対しては、平成20年度から支払督促の申立や訴訟などの法的措置を行っている。平成23年度は3件（対象額256,634円）の手続きを進め、債務名義取得1件、和解2件となったことに関し、平成25年1月31日までに70,000円を収納した。

平成24年度は6件（対象額771,639円）の手続きを進め、平成25年2月から、徳島池田及び美馬簡易裁判所に対し、支払督促の申立を行う予定である。

平成21年度から平成23年度において、1,000円以上の未収金がある者の合計120名について、督促状を送付した結果、平成25年1月31日までに223,630円を収納した。

滞納者が外来受診・入院した際には面接を実施し督促を行っているが、平成24年6月1日以降、5名と面接（延べ6回）し、1,408,660円を収納した。

今後の具体的取組みとしては、平成25年2月以降に、平成23年4月から平成24年3月の間に未収金があり、平成25年1月31日時点で入金がない者及び分割納付が滞っている者に対し、家庭訪問による徴収を実施する。

また、平成24年11月には新たな未収金の発生防止を目的としてクレジットカード等による支払を可能としたところである。

今後とも、未収金発生を未然に防止するため、患者の状況に応じた各種社会保障制度等の相談に応じるなどの取組みに努めるとともに、電話・郵便・居宅訪問による督促及び必要に応じた法的措置を継続して行うことにより未収金の回収に努めたい。

< 海部病院 >  
 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成23年度決算額に係る 平成24年5月末残額	8,166,429円
平成22年度決算額に係る 平成23年5月末残額	7,002,199円
増減額	1,164,230円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、職員が戸別訪問を実施して、未納者に対して分割納付などについて丁寧に説明し、早期収納に努めている。

また、地域医療センターでは、平成23年度より新たに配置された医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や高額療養費制度、生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介などに取り組むとともに、出産育児一時金等の直接支払制度の活用により未収金発生防止に努めている。更に、平成24年11月には、新たな未収金の発生防止を目的として、クレジットカード等による支払を可能にしたところである。

これらの取組みにより、平成23年度決算額に係る平成24年5月末時点で8,166,429円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、平成25年1月末までに2,374,992円を収納した。

なお、長期間滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない4名に対しては、平成21年度から法的措置として「支払督促」を実施して、うち3名については分割納付を開始、1名については債務名義を取得するなどし、法的措置による未収金回収額累計は、平成25年1月末までに415,660円（対象額1,222,230円）となった。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の防止に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金についても継続的に支払を督促するなど、適切な債権管理に努めたい。

(3) 契約事務で適切でないもの

< 営繕課 >  
 工事設計業務委託契約及び工事請負契約において、検査完了後、遅滞なく受注者に対し業務完了承認書又は工事しゅん工承認書を交付するとともに、事務処理について組織的なチェック体制の強化に努める必要がある。

「工事関係書類等の引継チェック表」及び「工事竣工後の書類等のフロー」を改訂し、承認書の交付に必要な書類を、担当者だけでなく担当リ-ダ-が併せてチェックできるよう内部チェック体制を強化し、検査完了後、速やかに事務処理が行えるようにした。

また、このことについて、平成24年10月10日及び17日の課内会議において、課員全員に対して周知徹底した。

さらに、設計委託業務については、毎月開催される課長、副課長及

	<p>び課長補佐による幹部会議において、すべての業務について毎月の進捗状況のチェックを行い、組織として進行管理の徹底を図っている。</p> <p>&lt; 中央病院 &gt;  物品調達事務について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な物品調達事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>再発防止に向け、次のような取組みを行い、適正な物品調達事務の執行に努めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 物品調達に係る院内でのチェック体制については、物品の要求時、検収時とも必ず複数職員によるダブルチェックを行うとともに、決裁段階での点検と確認を徹底するなど、適正な物品調達事務の執行に取り組んでいる。</li> <li>2 平成25年1月31日には職員に対し、徳島県会計事務の手引き、入札執行の手順等の資料により研修を実施し、物品調達事務の適正な執行について改めて周知徹底を図ったところであり、今後も機会を捉えて研修を実施するなど、適正な物品調達事務の執行に努めたい。</li> </ol>
<p>(4) 超過勤務手当の支給で適切でないもの</p>	<p>&lt; 東部県土整備局 徳島庁舎 &gt;  超過勤務手当の支給誤りが認められた。今後は、適正な支給がなされるよう、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>週休日の振替処理に伴う超過勤務手当の支給に際して、週休日の振替を行った週に祝日が2日ある特殊なケースであったことから、1週間の労働時間が週の所定労働時間を超えないにもかかわらず、超過勤務手当を誤って支払ったものである。</p> <p>このため、今回のような特殊なケースを含め、全ての週休日の振替処理を確実にチェックするため、新たに「週休日の振替に関するチェックリスト」を作成し、給与担当者がこのチェックリストにチェックを入れることにより、確認を行っている。</p> <p>さらに、当該チェックリストを決裁時に添付し、担当リ-ダ-を含む複数職員が再度、内容を精査した上で押印することにより、何重にもチェックすることを担保し、再発防止の徹底を図っている。</p> <p>また、万全を期すため、給与担当者が年度末に支給内容に誤りが無いか、全ての事案について、再度確認を行うこととした。</p> <p>なお、この超過分については、直ちに返納処理し、平成24年7月20日に収納済である。</p>
<p>(5) 物品の管理で適切でないもの</p>	<p>&lt; 三好病院 &gt;  郵便切手類の管理に係る事務処理で適切でない処理が認められた。今後、財務規程に沿った事務処理ができるよう、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>郵便切手類の受払時のチェック体制として、郵便切手や葉書の受払があった場合は、帳簿に記帳後、複数人による帳簿残高と現物の確認を行い、速やかに所属長まで決裁を得ることとした。</p> <p>また、毎月の集計時においても、再度、複数人による帳簿残高と現物の確認を実施し、適正な管理に努めている。</p> <p>今後とも、このようなチェック体制の維持強化に努め、物品の適切な管理を行って参りたい。</p>